

〈身体基準〉

① 次に定める身体の基準に該当する者。

ア 身長が概ね160センチメートル以上

(女性にあっては、概ね155センチメートル以上)

イ 体重が概ね50キログラム以上

(女性にあっては、概ね45キログラム以上)

ウ 胸囲が身長の概ね2分の1以上

② 視力(矯正視力を含む。)が、両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。

③ 聴力が左右とも正常であること。

④ 言語明りようで、十分発声ができること。

⑤ 身体健全で四肢機能が正常であること。

⑥ 精神機能及び神経系統に異常がないこと。

⑦ 結核性疾患、伝染性疾患及びその他の疾患がないこと。

※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

・日本国籍を有しない方

・地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方